

を選定した。

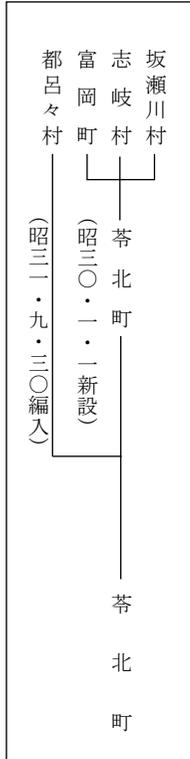
三 平成の合併検討経緯

天草地域では、平成一二年三月に県が市町村合併推進要綱を策定する以前から、先駆的な検討がなされ、県による合併パターンは提示されなかった。

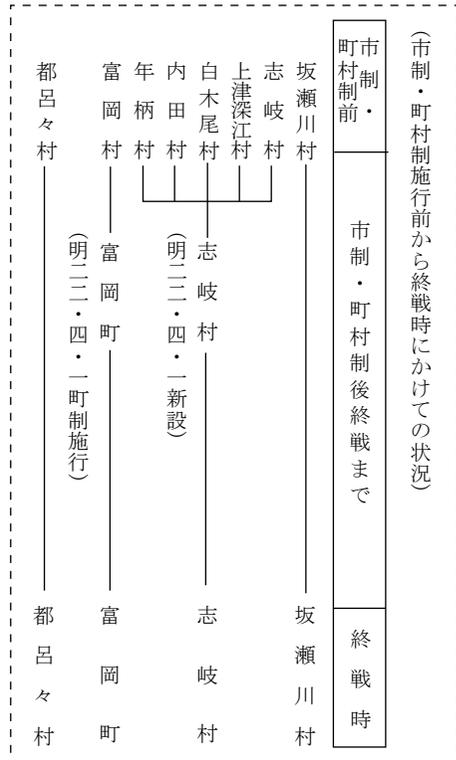
苓北町は、平成一三年四月、本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町による二市九町での任意協議会に参加、翌年四月設置の法定協議会にも参加した。この中で、苓北町から他の市町に対して、町内にある火力発電所に関連する固定資産税の一部相当額など、固有の財源を合併後も確保できるように求める要望がなされたが、二市八町は、火電立地に伴い地域が大変な苦勞をした事と住民サービスの低下への懸念は理解出来るが、要望は対等合併の理念などから受け入れられないとした。このため、苓北町執行部や議会は合併協議会からの離脱の方針を強め、住民からも反対意見がさほど聞かれなかったことから、平成一四年七月、町は法定協議会からの離脱を決めた。それ以降は、苓北町においては合併特例法期限内の合併を志向する動きは特に見られなかった。(第二編「天草地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 坂瀬川村

旧藩時代は天領で、富岡代官所治下の大庄屋平井氏が総轄する志岐組四か村(内田、志岐、上津深江、坂瀬川)の一村として庄屋岡部氏が村政をとっていた。

明治維新後、長崎裁判所、長崎府ついで長崎県の管轄となり、その後富岡県、白川県の所属となったが、明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは二江、上津深江とともに第一六大区第四小区に編入された。一二年郡区町村編制法施行の際には、単独で戸長役場が設けられたが、一七年には、上津深江村と行政区域を同じくすることになり、さらに二二年の町村制施行の際、上津深江村と分離され、一行政区区域となった。

(二) 志岐村

菊池氏の一族である藤原左衛門之尉光弘が、元久三年(一一〇六)志岐六ヶ浦の地頭職に補せられて志岐氏と称して以来、代々志岐氏が統治した。戦国末には志岐鱗泉が出て歩名を挙げ、永祿、慶長年間のキリシタン隆盛時代を経て、寛永一七年(一六四〇)天草は天領となり、富岡代官所治下の大庄屋平井氏の

総轄する志岐組に属した。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、志岐、白木尾、内田、年柄の各村は第一六大区第五小区に、上津深江村は第四小区に編入され、第五小区の戸長役場は富岡に設けられた。九年、志岐村、白木尾村、内田村、年柄村は富岡村とは別に志岐村に戸長役場を置いたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、志岐、白木尾、内田は三か村で、年柄村は都呂々村とともに、上津深江村は単独で一行政区域として、一戸長役場の区域に入った。二三年、町村制施行に伴ない年柄村を含む四か村と上津深江村が合併して、志岐村となった。

(三) 富岡町

慶長六年（一六〇〇）、天草は肥前唐津の城主寺沢志摩守の領地となり、翌年、要害堅固な富岡城が築かれた。もともとこの地は、袋の浦と称していたが、この時から富岡と呼ぶようになり、閑散な漁業部落は天草統治の中心地となった。寛永一七年（一六四〇）天領となり、富岡に代官所が置かれて天草を統治したが、二代代官鈴木伊兵衛重辰のあと、一時戸田伊賀守忠昌の領地となった。しかし、伊賀守が転封になった時、天草は永久に天領となるべき地であると建議して富岡城をとりこわした。

このように、天領時代は当地に代官所が置かれ、荒木氏が代々庄屋として村政にあたった。明治維新後、一時長崎県の管轄となったが、同四年（一八七二）八代県に代わり、のち八代県は白川県に合併された。同七年の大小区制のもとでは志岐、都呂々などの各村とともに第一六大区第五小区に編入されたが、一二年の郡区町村制法施行に伴ない独立し、二二年四月一日、町村制施行により町制を布き富岡町となった。

(四) 都呂々村

旧藩時代は天領で、富岡代官所治下の大江組（大江、高浜、小田床、下津深江、福連木、都呂々、崎津、今富）の一村として酒井氏が庄屋として村政をとっていた。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは富岡、志岐などの各村とともに第一六大区第五小区に編入された。一二年の郡区町村編制法により、年柄村とともに同一戸長役場の区域に入ったが、二三年の町村制施行に伴ない年柄村は志岐村などと合併し、本村は独立村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

(一) 富岡町ほか二か村合併

町村合併促進法制定後しばらくは各町村とも郡内外の状況を見ていたが、昭和二年（一九五三）九月二七日、県職員出席のもとに、富岡町ほか三か村の町村長および議長が志岐村役場に集まり、県から合併についての趣旨説明があり四か町村合併について協議した。

一〇月二〇日、県職員をはじめ関係四か村の各種団体の長、有識者など多数が出席して、第二回懇談会を開催して合併の必要性などについて協議した。その後一月に、坂瀬川、志岐、富岡、都呂々の四か町村を合併する県の合併試案が発表された。

翌年二月二〇日、県は関係四か町村長、助役および正副議長の出席を求めて協議会を開き、重ねて合併勸奨を行なったので、関係四か町村は、合併に踏み切ることを申し合わせた。都呂々村の村内情勢が決まらないため、本格的な合併活動は延々となった。

その後、関係町村では、合併をいつまでも引延ばさせることは、他町村への影響もあると考え、また、県からも再三合併指導があったので、合併へ一歩前進させるため、合併促進委員会を結成することになり、七月一日、富岡町役場に関係四か町村長、助役および正副議長が集まり、県係員を招いて協議し、次のことを申し合わせた。

(一) 都呂々村の村内情勢がまだはっきりしないので、一応七月中に都呂々村の態度を決めてもらう。ただし、都呂々村の態度がなお決まらない場合は、一応三か町村で合併の手続きを行なう。

(二) その間において都呂々村の態度が決まれば、いつでも四か町村で話し合う。

(三) 八月一日、合併促進協議会を設置する。

この申し合わせに基づいて八月一日、初の合併促進協議会を開いたところ、坂瀬川村、志岐村、富岡町の三か町村は、委員全員が出席したが、都呂々村の委員は出席しなかった。一応都呂々村を除く富岡町ほか二か村で合併することを確認し、合併促進協議会を発足させた。

次いで、八月十七日に第二回協議会を開き、協議会予算、大矢野町視察、都

呂々村のその後の動向に対する対策などを協議した。

この申し合わせに基づき、九月一日と二日に先進地である天草郡大矢野町を視察したあと、同月二日、第三回協議会を開き、大矢野町視察の反省と、町村合併条件の協定などについて協議した。

その後、一〇月一日と二日に、第四回、第五回の協議会を開いて、町村合併条件の協定や、新町村の建設計画などについて協議したが、なお、結論がなかったため、同月三〇日の第六回から十一月二四日の第九回まで、四回の協議会を開いて審議した結果、一応の結論を得ることができた。十一月一日には第一〇回協議会を開き、都呂々村の状況報告と、町名などを審議した。

このように、前後一〇回にわたる合併促進協議会の審議を経て、ようやく最終段階に入り、十二月二五日、第一一回協議会を開いて最終的な問題を協議した。なお、合併条件の中で特に審議が難航した事項は、役場位置（志岐村、富岡町、志岐村地内の富岡町寄りのどこに置くか。）と町名（新町名をつけるか、富岡町を継承するか。）の問題であった。

こうして、関係三か町村は、十二月四日、臨時議会を招集して、合併関係議案をそれぞれ議決し、同日づけをもって合併申請書を知事に提出した。

このような経過をたどり、三〇年一月一日、三か町村が合併して苓北町が誕生した。

(二) 都呂々村の編入

前記のとおり、県の合併試案が発表されると、富岡、志岐、坂瀬川の三か町村では、早速、合併に踏み切ったが、都呂々村は、村内が県試案に従うか、あるいは下田村、福連木村との三か村合併にするかの両論に分かれ、しかも、その勢力が伯仲していたため、なかなか村としての態度がまとまらなかった。そこで、昭和二八年（一九五三）十一月二七日、村議会において、町村合併を研究するため、村長、村議会議員、学識経験者など二五人の委員からなる都呂々村合併研究委員会を設置し、鹿児島、島原方面の先進地視察を行なうとともに、部落ごとに村民の意向を問うたが、研究委員会の指導方針が定まっていなかったため結論が出ず、村内はかえって混乱に陥った。

この間、青年層を中心として、富岡、志岐、坂瀬川三か町村との合併を希望する空気が高まってきたため、二九年八月三日、村当局はついに住民投票によ

り、富岡地区と下田地区のいずれに合併を希望するかを問うた。その結果は、投票総数一、一九一票（投票率七二・四パーセント）で富岡地区との合併賛成六六〇票、下田地区との合併賛成五三一票となり、富岡地区賛成が多かった。その後、村長は村内混乱の責任をとって八月七日議長あて辞表を提出したため、議会は、同二一日、会議を開いて協議した結果、村長の辞職を慰留することになり、村長にこの旨を伝えて慰留に努めたところ、村長は辞表を撤回し任期中努力することを誓った。

しかし、その後、下田村、福連木村との合併賛成派は、単独村希望に変わり、村内は単独村派対富岡地区合併派との二派に分かれて対立した。そのため、二月二日の村議会において、単独村か富岡地区と合併するかを投票したところ、単独村賛成七票、富岡地区との合併賛成五票で、単独村でいくことに決まったが、この決定に不満を持った青年代表から村長リコール運動が起こり、二月四日、代表者八人により村長解職請求書が出された。しかし、署名は法定数に達しなかったため、成立に至らなかった。

一方、富岡地区の三か町村は、三〇年一月一日、都呂々村を除いて合併し、苓北町として発足したので、都呂々村における町村合併の動きはおさまったかにみえたが、三〇年十二月二八日、下田村長から下田、福連木、都呂々の三か村合併が呼びかけられたので、翌三一年一月一五日従来の町村合併研究委員会を廃止して町村合併協議会を設置した。そこで二月四日を第一回として、三月二日の会議まで五回にわたり協議会を開き、下田村ほか二か村の合併について協議を重ねるとともに、合併気運の醸成とその促進に努力した。

同年四月六日、第六回の町村合併協議会を開いて、福連木村議会の傍聴報告を聞いたあと、三か村の合併問題について投票したところ、賛成三二票、反対三一票、無効三票という結果が出、また四月一〇日の村議会でも三か村合併について投票したところ、賛成八票、反対七票で賛成が多かった。そこで、四月二七日、下田村ほか二か村の合併助成方を県に要請した。

ところが、四月二四日付をもって、都呂々村議会の八人の議員の連名により、四月一〇日の村議会の賛否投票は一議員の投票違いであったため、賛成七票、反対八票が正しいから三か村案には絶対反対し、県試案どおりの合併を促進してほしいとの声明書が知事に提出された。そのため、五月四日の村議会では、

議長、副議長が辞意を表明したが議会の許可を得られず、また、都呂々村ほか二か村合併促進協議会規約を提案したが、これも議決が得られなかったので、同議案を再提案するため同月九日、村議会を招集した。しかし、議長が開会を宣しないため流会となった。さらに同月一六日、あらためて村議会を招集したが、やはり議長が開会を宣しないため再び流会となった。

このような状態のため、九月三日に至り、村長が責任をとって辞表を提出したので、議会はこれを認め、同時に荅北町と九月三〇日までに合併する案がにわか提出され、原案のまま可決されてしまった。これに基づき九月八日、議員全員と助役が荅北町役場を訪れ合併の申し入れを行なったところ、荅北町議会もこの合併申し入れを受諾したため、早速両町村とも議会を招集して、荅北町ほか一か村合併促進協議会設置を可決し、九月一〇日、第一回の合併促進協議会を開いて合併条件など合併に必要な事項を決定した。

このように、九月三日以降、村長は不在であったが合併準備は順調に進み、九月二二日、最終の合併促進協議会を開き、合併に関する最終的事項を協議確認した。このような過程を経て、昭和三十一年九月三〇日、都呂々村は荅北町に編入合併した。

3 合併条件および協定事項

(一) 富岡町ほか二か村の合併

- (一) 合併の形式 合体合併とする。
- (二) 新町名 「荅北町」とする。
- (三) 町役場の位置 天草郡志岐村大字志岐四四四番地の一
- (四) 合併実施の時期 昭和三十一年一月一日とする。
- (五) 出張所の取扱い 住民の利便を図るため次のように出張所を置くものとする。

- 1 出張所の位置
 - ア 坂瀬川出張所 天草郡坂瀬川村三、七五六番地
 - イ 富岡出張所 天草郡富岡町新富二、九一〇番地
- 2 出張所で行なう事務
 - ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 町税その他納入に関する事務

工 諸証明に関する事務

3 出張所職員の定数 所長各一名、職員各二名、使丁各一名とする。

4 役場の転用方針

坂瀬川および富岡町役場の建物は、それぞれ当該出張所に転用するものとする。

5 出張所の権限

職務権限については、別途処務規程により定めるものとする。

(六) 町議会議員の取扱い

1 議会議員の任期および定数

議員の任期は、地方自治法本来の建前により合併と同時に退職し、その定数は法定数の二六人とする。

2 選挙区および定数 選挙区は、これを設けないものとする。

(七) 助役の定数 一人とする。

(八) 職員の身分取扱い

1 特別職職員の身分措置

合併関係町村の特別職の職員は、合併と同時に自然退職するものとする。

2 一般職職員の身分措置

ア 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際現にその職に在る合併関係町村の一般職の職員は、全員引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数はこれを継承するものとする。

イ 職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱いに関してはすべてを通じて公正に処理するものとする。

3 職員の退職手当

職員(三役を含む。)の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第一八二号)第五条の規定により算出した額を新町において支給する。

(九) 財産の処分

1 合併関係町村の一切の財産は、これを新町に引き継ぐものとする。但し、

(一九) 自治功労者の取扱

自治功労者については、合併関係町村独自の立場で閉庁式前に各町村においてなすものとする。

(二〇) 行政区画

新しい町および字をつぎのように設置するものとする。

- 苔北町坂瀬川 坂瀬川村の区域
- 苔北町志岐 志岐村大字志岐の区域
- 苔北町白木尾 志岐村大字白木尾の区域
- 苔北町内田 志岐村大字内田の区域
- 苔北町年柄 志岐村大字年柄の区域
- 苔北町上津深江 志岐村大字上津深江の区域
- 苔北町富岡 富岡町の区域

(二一) 都呂々町の編入

- (一) 合併の形式 編入合併
- (二) 役場の位置 天草郡苔北町志岐四四四番地の一
- (三) 合併の時期 昭和三十一年九月三〇日
- (四) 出張所の位置および事務 都呂々村に次のとおり出張所を置く。

- 1 出張所の位置は、都呂々村射場の元八八一番地の三、現都呂々村役場をあてる。
 - 2 出張所において、戸籍および住民登録、配給、町税その他の納入および諸証明に関する事務を行なう。
 - 3 出張所の職員は四人とし、所長一人、吏員二人、使丁一人とする。
- (五) 議会議員の選挙区および定数
町村合併促進法第九条第二項の規定により、苔北町の議会の議員の定数を三二人とし、都呂々村に選挙区を設け、都呂々村選挙区において選挙すべき数は六人とする。ただし、選挙区は、一任期間限りとする。
- (六) 農業委員会の任期および定数
都呂々村の農業委員会の選挙による委員で苔北町の農業委員会の被選挙権

を有することとなるものについては、町村合併促進法第九条の第三項の規定により、互選による委員の定数を五人とし、同項第三号に定める期間中引き続き在任するものとする。

(七) 職員の身分取扱い

- 1 合併当時現にその職にある都呂々村の一般職の職員は、すべて引き続き苔北町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は継承する。なお、特別職の職員は合併と同時に失職するものとする。
- 2 職員の給与は、町長において不均衡を調整し、その身分取扱いに関してはすべてを通じて公正に処理する。
- 3 職員の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第一八二号）第五条の規定により算出した額を苔北町において支給する。

(八) 財産の処分

- 1 都呂々村のいっさいの財産は、これを苔北町に引き継ぐものとする。ただし、基本財産中山林原野については、財産区を設けるものとする。
 - 2 負債（一時借入金を除く。）については、苔北町に引き継ぐものとする。
- (九) 消防団の組織統合
1 都呂々消防団を苔北消防団に統合し、都呂々村に苔北町都呂々支団を置く組織については、次のとおりとする。

合併前		合併後	
本団	分団数	本団	分団数
二	一五	一	一五
	団員数		団員数
	六八〇		六六九

(一〇) 町税の賦課等

- 1 町税課税措置 不均一課税はしない。
- 2 村税の滞納整理
都呂々村の村税その他の収入金で収入未済のものについては、合併の前日までに必ず強制処分を執行の上極力これを整理して苔北町に引き継ぐものとする。

(二) 都呂々町の編入

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	官 公 署		業 態 の 割 合					面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
	計	農 産	鉦 工 産	そ の 他					中 学 校	高 等 学 校	業 態		農 業 人	都 市 的 業 態	商 工 業 人					そ の 他 人	そ の 他 の 業 態
											計	そ の 他 人									
五七、二五三	二五、九五三	二五、九五三	二五、九五三	二五、九五三	九五、七九	二〇、四九八	四四、三二	一七、八九八	二〇	三	八、四一〇	二、二四六	六、二六四	八、〇五八	一、九八三	六、〇七五	六七、二六	三、三四九	一六、四六八	苓北町	
三七九、三六三	二〇、八八七	二二、二六四	一四七、一九二	二〇、八八七	七三、八四三	一七、二四八	三、六七	一六、七九九	一六	二	五、二四〇	一、三五二	三、八八八	七、八三	一、九五五	五、九三八	四、八三	二、六九五	一三、二三三	合併 苓北町	
一九三、八八九	二、三三〇	四三、六六九	一四八、〇〇〇	二、三三〇	三、八八六	三、三五〇	八二五	一〇、九九	一	一	三、一七〇	七、九四	二、三七六	一、六五	二八	一、三七	二二、四三	六、五四	三、三五	都呂々 村	